

# 一般社団法人全信工協会委員会規程

令和元年12月1日  
理事会規程第13号

## (総 則)

第1条 一般社団法人全信工協会（以下「本会」という。）定款第41条に規定する委員会の設置、組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

## (委員会の定義)

第2条 この規程に定める委員会とは、以下に掲げるものとする。

(1) 常設委員会 本会業務に関して常設される委員会

(2) 研究委員会 時限的に設置される委員会

2 委員会は、理事会の下で本会の会務を遂行する。

3 常設委員会の名称及び各常設委員会の目的及び所管事項は別表のとおりとする。

## (委員会の設置、廃止等)

第3条 委員会の新設及び廃止は、理事会の審議を経て行う。

2 委員会の名称及び所管事項の変更は、総務委員会の審議を経て行い、理事会に報告する。

## (常設委員会の構成と構成員の選任)

第4条 常設委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 5名以上（副委員長を含む）

2 委員長は、理事長が理事又は正会員の中から選任し、委嘱する。

3 委員長の任期は、理事の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

4 副委員長は、委員長が委員の中から選任する。

5 委員は、理事及び正会員の中から、参加希望も考慮の上、委員長が選任する。

## (研究委員会の構成と構成員の選任)

第5条 研究委員会の構成は、常設委員会の構成に準じる。

2 委員長、副委員長及び委員は、理事長が選任し、委嘱する。

## (作業部会の設置)

第6条 委員長は理事長の同意を得て、委員会の下に特定の課題について審議検討するため作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名した者によって構成する。
- 3 作業部会に関する必要な事項は、委員会において別に定める。

(開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

(議事録)

第8条 委員会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 委員会の日時及び場所
  - (2) 委員会に出席した委員の氏名
  - (3) 議事事項
  - (4) 議事の経過
- 2 議事録は、委員長又は委員長から指名された委員が作成し、出席した全ての委員の承認を得るものとする。
  - 3 委員長は、議事録を作成した都度、事務局を経由して各委員長に通知するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、所管事項の進捗状況及び予算管理等に関する必要な事項について、理事会に報告する。

- 2 委員長は、必要に応じて総務委員会に報告し、他の委員会との連携に努める。

(委員会経費)

第10条 委員会運営に係る経費は、本会の予算をもってまかなう。

- 2 委員会構成員の委員会出席等に係る経費については、これを弁償することができ、その場合、別に定める「旅費規程」を適用する。
- 3 委員長が必要と認め、理事長の承認を得た委員又は協力者に対し、謝金を支払うことができ、その場合、別に定める「講習会等に伴う謝金規程」を準用する。

(他の規程との関係)

第11条 本規程に定める規定が他の規程と矛盾し又は抵触する場合には、他の規程に定める規定が優先する。

(細則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

## 別 表 （第2条第3項関係）委員会の目的及び所管事項

### 1 総務委員会

(目的) 本会の活動全般及び事務局運営を円滑に行うことを目的とする。

(所管事項)

- (1) 総会、理事会に付議すべき事項に関する事
- (2) 各委員会活動の相互連携と補助に関する事
- (3) 事業計画及び予算の執行に関する事
- (4) 事務局の組織運営に関する事
- (5) 関係機関及び団体との連絡、調整に関する事
- (6) 情報公開に関する事
- (7) 書籍の出版、販売に関する事
- (8) その他、他の委員会に属さない事

### 2 広報委員会

(目的) 本会内外に対して行う広報・啓発活動を円滑に推進することを目的とする。

(所管事項)

- (1) 本会の事業成果の普及・宣伝・啓発に関する事
- (2) 本会の地域活動の強化に関する事
- (3) ホームページの運用に関する事
- (4) 広報誌の発行に関する事
- (5) 情報収集及び提供活動に関する事

### 3 防災対応委員会

(目的) 災害対応活動の円滑な実施と対応技術・技能の向上を図ることを目的とする。

(所管事項)

- (1) 他機関・団体と連携した災害対応活動に関する事。
- (2) 災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定の締結に関する事
- (3) 防災対応要綱の運用に関する事
- (4) 交通信号工事甲子園の実施計画案策定と実施に関する事
- (5) 交通信号工事に適用される労働安全衛生規則等の周知に関する事

### 4 技能検定委員会

(目的) 交通信号工事士技能検定制度を公正かつ円滑に推進することを目的とする。

(所管事項)

「交通信号工事士技能検定規程」において、別途定める。

### 5 技術委員会

(目的) 交通信号施設関係業務に係る調査研究、交通信号施設関係業務従事者の専門能力向上に資する教材の作成と講習等の円滑な実施を図ることを目的とする。

(所管事項)

- (1) 交通信号施設関係業務に係る調査研究に関する事
- (2) 交通信号工事関係ハンドブックの充実及び改訂に関する事

- (3) 技能検定委員会が所掌する講習を除く講習の実施に関する事
- (4) eラーニングに係る教材の作成と講座の実施に関する事

## 6 役員候補者推薦委員会

(目的) 本会の理事及び監事の選任を、総会において円滑に行うことを目的とする。

(所管事項)

「役員候補者推薦規程」において、別途定める。

## 7 地区委員会

(目的) 交通信号施設の災害復旧に係る都道府県警察からの要請に対する対応、本会が計画する事業の地方における実施等を円滑に推進することを目的とする。

(所管事項)

「地区委員会設置運営規程」において、別途定める。